

周南市上下水道局業務委託の請負契約に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市上下水道局が競争入札により業務委託（測量・建設コンサルタント等を除く。以下同じ。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の判断をするための調査（以下「低入札価格調査」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、もって当該契約の内容に適合した履行の確保と公正な取引の秩序を維持することを目的とする。

(対象となる請負契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、競争入札に付する別表第1のうち、予定価格（単価契約の場合は、予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）1000万円以上の請負契約とする。ただし、予定価格が1000万円未満のものであっても、入札執行者が特に必要と判断した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が契約の内容・仕様及び性質により低入札価格調査を適用することが適当ではないと認められるものについては、この要領を適用しないことができる。

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の8を乗じて得た額とし、別記第1号様式により算定する。

2 単価契約における調査基準価格の端数処理については、小数点第3位以下は、切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札担当課の担当者は、調査基準価格を下回った入札を行った者は必ずしも落札者とならず、落札結果を保留し、調査後改めて落札者を決定する旨及び調査基準価格を算定する率（入札書比較価格に占める割合）を一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知とあわせて、入札参加者へ周知する。（別記第2号様式）

（調査の対象）

第5条 調査の対象とするものは、入札価格が調査基準価格に満たないものとする。

（再度入札）

第6条 再度入札ができる場合は、以下のとおりとする。この場合において、再度入札は原則として2回を限度に行う。

- (1) 予定価格以下の入札がないとき。
- (2) 予定価格以下の入札全てが調査基準価格を下回った入札で、第11条の審査結果により、調査対象の全ての入札が、当該契約に適さないと決定したとき。

2 前項第1号の場合は、直ちに再度入札を行うものとし、前項第2号の場合は、入札担当課の担当者が再度入札通知書（別記第3号様式）を入札参加者へ通知し、再度入札を行うものとする。ただし、以下の者はその後の入札に参加できないものとする。

- (1) 前回の入札に参加しなかった者
- (2) 再度入札において、前回の予定価格を上回る入札のうち最も低い入札価格以上で入札した者

（入札の保留）

第7条 入札執行者は、入札の結果、第5条の調査基準価格未満の入札が行われた場合は、「調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留する」と宣言し、「履行の確保が図られるか否かを調査、検討のうえ、落札者は後日に決定して公表する」旨を告げて入札を終了する。

（調査の方法）

第8条 入札執行者は、入札終了後、調査基準価格を下回った入札者（以下

「調査対象者」という。) に対して調査を行う旨を告げるとともに、入札日から起算して5日以内(休日等(土曜日若しくは日曜日又は休日)に当たるときは、休日等の次の日)に低入札価格調査事項に対する回答書(別記第4号様式)及びその他参考資料(以下これらを「回答書等」という。)を提出させるとともに、その内容について聞取り調査を行うものとする。

- 2 入札執行者は、入札価格の低い者から順に聞取り調査を行い、すべての調査事項について聞取り調査するものとし、第10条により落札候補者が決定した時点で、以後の調査対象者への聞取り調査は行わず調査を終了する。ただし、第11条により落札候補者が不落札として決定した場合は、次順位以降の調査対象者への調査を行うものとする。
- 3 調査対象者が回答書等の提出を行わない場合、必要事項に記載がない場合又は聞取り調査に応じない場合など、調査に協力しない場合は失格とする。

(調査の実施)

第9条 入札執行者は入札終了後、調査対象者に対して回答書等及び低入札価格調査表(別記第5号様式)により、次の事項について調査する。この場合において、調査の結果によっては再調査を実施することもあるので、その旨を調査対象者に伝えるものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 当該契約の履行体制について
- (3) 現在履行中の業務状況について
- (4) 経営状況
- (5) その他必要な事項

- 2 前項の調査は、入札執行者が指名する次の職にあたる者をもって調査する。

- (1) 入札担当課 課長
- (2) 入札担当課 課長補佐又は係長
- (3) 業務担当課 課長
- (4) 業務担当課 専門の知識又は経験を有する職員
- (5) その他入札執行者が指名する者

3 入札執行者は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の調査対象者以外の入札参加者についても、調査を求めることができる。

(判断基準)

第10条 前条の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める判断基準に基づき行うものし、当該契約内容に適合した履行がされると判断した場合は、当該調査対象者を落札候補者として決定する。

(審査及び決定)

第11条 入札執行者は、第9条の聞取り調査の結果について周南市上下水道局契約等審査会に低入札価格調査表（別記第5号様式）及び関係書類（以下これらを「資料等」という。）を提出し、会議に諮るものとする。この場合において、周南市上下水道局契約等審査会は、提出された資料等に基づき審査をするものとし、落札不落札の決定を行うものとする。

(調査結果の通知)

第12条 落札を決定したときは、当該入札参加者に対して入札結果通知書（別記第6号様式）を速やかに通知する。

(調査結果の公表)

第13条 調査結果の公表は閲覧方式とし、閲覧場所は情報公開総合窓口とする。

2 公表は当該契約を締結した後、速やかに低入札価格調査結果（別記第7号様式）により行うものとし、公表後1年間が経過するまで閲覧に供する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行し、施行日以降に指名通知又は入札公告から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。